

## 注目判決 !- 西日本防災システム

2014 10 15

東日本大震災の後(3~4日後)に発生した火災で自宅を焼失してしまった、宮城県気仙沼市の住民7人が、地震免責条項を理由に火災保険金の支払いを拒否した損害保険会社などに計約1億5700万円の保険金支払いを求めた訴訟で、仙台地裁気仙沼支部は昨日、請求を棄却する判決を言い渡したようです。一般的に地震による火災で損害が起きた場合は、火災保険金の支払いを免除する地震免責条項が適用されるようですが、原告側は「火災は地震の後3~4日後に発生しており、地震とは関連がない」と主張していたようです。ですが、判決では「津波で被災した車両の電気系統の不良によって出火した蓋然性が有力」などとして、出火と地震の因果関係を認めて、「津波で生じたがれきによって消火活動が阻害された」と地震と延焼との関連も指摘したそうです。 なんだか一般庶民にとってはスッキリしない結末ですね。ですが、このような判決が出た以上、今後の指針となる可能性もありますので、皆様も一度火災保険の 内容の再確認をされてはいかがでしょうか。



弊社top pageへ

